　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式１－１－早期経営改善）

**「認定****経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助申請書**

大分県信用保証協会　御中

令和　　年　　月　　日

　経営改善計画策定に要する費用について、下記の事項に同意の上、「認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助を申請します。

①申請者は、策定した計画を誠実に実行するものとします。

②申請者・認定経営革新等支援機関は、補助金交付額等、協会の決定に異議を述べないものとします。

③協会は、申請者・認定経営革新等支援機関に対して、計画策定に当たり進捗状況や改善の方向性の確認のために、訪問・連絡させいただくことがあります。

④補助金交付額は経営改善計画策定支援費用の６分の１（ただし、１回の計画策定当たり３．５万円までとなります。

　　モニタリング費用、伴走支援費用（期中・決算期）、金融機関交渉費用については補助の対象となりません。

⑤大分県中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。旧大分県経営改善支援センター含む。以下同じ）からの費用負担が受けられない場合は、補助の対象となりません。

⑥協議会から費用負担を受けられた場合でも、補助の対象とならない場合があります。

⑦提供いただいた個人情報は、「認定経営革新等支援機関による経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助の目的のみに利用します。

⑧策定された計画の融資の実現について、協会は義務を負担しません。

⑨策定された計画に基づいて行われた事業活動の結果について協会はその責を負いません。

１．補助金交付申請予定額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　計算式

　　　　　　　　　費用見積額×１／６≦補助上限額※　⇒　費用見積額の１／６

　　　　　　　　　費用見積額×１／６＞補助上限額※　⇒　補助上限額※

　　※補助上限額は１回の計画策定当たり３万５千円となります。

２．添付書類

　 □　事業利用申請書（写）（認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業に係るもの）

　　□　申請者の概要（写）

　　□　業務別見積明細書（写）

　　□　認定経営革新等支援機関ごとの見積書及び単価表（写）

申請者名：

住　　所：

電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

認定経営革新等支援機関名：

住　　所：

電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印